

次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法に基づく
「一般事業主行動計画」

奈良県桜井市桜井 281-11
大 和 信 用 金 庫

金庫は、職員の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備と女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供を図るため、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和7年4月1日～令和10年3月31日の3年間とする。

2. 計画目標

(1) 育児短時間勤務制度（育児休業規程）の改定

[取組内容] 対象者を現行の3歳未満の子を養育する職員から拡大する。
勤務時間を現行の固定時間から柔軟に設定できるようにする。

[実施時期] 令和7年度上期

(2) 管理職（課長以上）に占める女性労働者の割合を25%以上にする。

[取組内容] スキルの伴った意欲的な女性職員には、所属長と人事部署が連携し、積極的に管理職へ登用して行く。

[実施時期] 昇格時または異動時

(3) 10事業年度前及びその前後の事業年度に採用された職員の男女別の継続雇用割合を同率にする。

[取組内容] 人事コース転換制度の積極的な運用、女性総合職の職務範囲の拡大等にて、女性の継続雇用率の向上を図っていく。

[実施時期] 即時

以 上